

ドライバー等安全教育訓練促進助成金交付要綱

平成19年4月25日 制 定

令和8年9月25日 最終改正

公益社団法人 岩手県トラック協会

(事業趣旨)

第1条 公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）は、トラックドライバーまたは安全運転管理者等（以下「運転者等」という。）を対象に安全教育訓練を実施する貨物自動車運送事業者（以下「事業者」という。）に対して助成金を交付する。

(助成対象)

第2条 公益社団法人岩手県トラック協会（以下「岩ト協」という。）会員事業者で入会から6ヶ月以上経過し、且つ会費の未納等のない事業者であること。

- 2、前項の会員については、入会から6ヶ月を経過した後に研修施設への予約及び様式1「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」の提出を行い、受講した者に限り、助成の対象とする。

(助成対象研修施設)

第3条 別紙「研修施設一覧」のとおりとする。

(助成対象研修)

第4条 安全及び事故防止に関する知識及び運転技能向上等を目的としたドライバー等の安全教育訓練であって、全ト協が指定する研修（「特別研修」及び「一般研修」）とする。

(助成額)

第5条 当該年度に前条の研修を受講した場合、次のとおりとする。

- (1) 特別研修については、研修受講料の7割を助成する。

但し、安全性優良事業所（Gマーク認定事業所）のドライバー等が受講する場合は、研修受講料の全額を助成する。

- (2) 一般研修については、研修受講料の一部（10,000円）を助成する。
- (3) 受講者数については、原則1事業者2名を上限とする。
- (4) 国等からの補助金が交付されている場合は、助成しない。

（申請期間）

第6条 研修を受講した当該年度の4月1日から翌年3月31日（締切日が土日祝日の場合は、直前の平日）までとする。また、研修の受講は申請期間内に終了し、且つ代金の支払いが完了するものとする。なお、申込書並びに報告書の提出、及び受講料の納付については第8条～第10条に準ずる。

但し、期間内であっても予算に達した場合は、その時点で申請受付を終了するものとする。

（研修受講料）

第7条 研修受講料及びテキスト代等の研修費用のほか、研修に付随する、宿泊費並びに食事代等の費用を含めるものとする。

（申請方法）

第8条 事業者は、資格・要件及び人数枠等による助成適用の可否等について、事前に岩ト協の確認を得るものとし、確認を得た事業者は、受講しようとする研修施設にあらかじめ予約をした上で、様式1の「ドライバー等安全教育訓練助成申込書」を岩ト協に提出する。

（受講料の納入）

第9条 事業者は、受講開始日7日前までに、当該研修施設に対して、所定の受講料を納入するものとする。なお、受講開始日7日前までに所定の受講料を納入しない場合は、受講申請を取り下げたものとする。

（報告書の提出）

第10条 事業者は研修受講後7日以内に、様式2の「ドライバー等安全教育訓練実施報告書」を岩ト協に申請する。

2、前項の報告書には、当該研修施設が発行した「修了証」の写し、研修を受けた運転者等が作成した様式3の「研修参加報告書」、支払いを証する書類として研修受講料に係る領収書の写し（領収書が入手できない場合は、銀行振込明細書（※1）、又はインターネットバンキング決済完了画面（※2）等の写し）を添付する。

3、「自動車安全運転センター安全運転中央研修所」で受講した場合、食事代は現地払いとなるため、前項の研修受講料に係る領収書等のほか、食事代領収書も添付する。

※1 銀行振込明細書の写しは、金融機関等の出納印が押印されている振込受付書、又は利用明細書を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請事業者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

※2 インターネットバンキング決済完了画面の写しは、振込データの受付明細、並びに入出金明細等の引落が確認できる書類の両方を添付することとし、支払い事業者名（助成金申請者名）、請求者名（振込先名）、支払い日付、金額などの必要事項が記載されているものとする。

（助成金の交付）

第11条 岩ト協は、事業者から前条の報告書の提出があった時には、速やかにその報告を審査のうえ、申請月の翌月以降に事業者に助成金を交付する。但し、年度末は適宜助成金を交付する。

（助成金の返還）

第12条 岩ト協は、事業者がこの要綱その他岩ト協が定める事項に違反したとき、又は虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、既に交付した助成金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

2、前項の規定により返還を命じられた事業者については、岩ト協が行う助成事業のすべてに係わる申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。

（その他）

第13条 この交付要綱によらない事項については、全ト協の「ドライバー等安全教育訓練促進助成制度交付要綱」を適用する。

（附則）

1. 本要綱は平成19年度より適用する。
2. 平成29年3月17日一部改正
3. 令和2年4月1日一部改正
4. 令和3年4月1日一部改正
5. 令和4年4月1日一部改正
6. 令和6年4月1日一部改正

7. 令和7年4月1日一部改正

8. 令和8年9月25日一部改正